

# 土木コンクリート構造物の品質確保における特記仕様書

平成14年 4月 1日 制定  
令和 5年 2月 20日 改正

- 1 土木コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とする。また、標準的な鉄筋コンクリート構造物のスランプ値は8~12cmとする。ただし、設計図書等により別途指定のある場合を除く。
  - 2 スペーサーは構造物の側面については原則1㎡につき2個以上、構造物の底面については原則1㎡につき4個以上設置すること。
  - 3 重要なコンクリート構造物の適切な施工を確認するため、コンクリート構造物の施工完了後に、テストハンマーによる材齢28日強度の推定調査を実施し、調査結果（強度推定調査票）を監督員に提出すること。  
テストハンマーによる強度推定調査の結果が、所定の強度を得られない場合については、原位置のコアを採取し、圧縮強度試験を実施し、調査結果（強度推定調査票）を監督員に提出すること。
  - 4 重要なコンクリート構造物はひび割れ発生状況調査を別に定める要領により実施し調査結果（ひび割れ調査票）を監督員に提出すること。
  - 5 重要なコンクリート構造物は構造物の諸元、施工業者名、しゅん功年月等を表示した銘板を設置すること。
- ※ 重要なコンクリート構造物とは、高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁（ただしプレキャスト製品は除く）内空断面積25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋りょう上部工、下部工（ただしPCは除く）、トンネル及び高さが3m以上の堰水門・樋門とする。
- ※ 内空断面積25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋りょう、トンネルの銘板の詳細については、橋梁課と協議し設置すること。